

平成 30 年 2 月 7 日

在学生の皆さんへ

学生担当副学長

玉 川 信 一

医学地区及び平砂宿舎地区の通行止め箇所の解除等について

第 1 エリア 1B 棟と 1C 棟の連絡通路の屋根の崩落事故を受けて、学内の連絡通路及び渡り廊下等の緊急調査を行ったところ、以下の 3 か所については、さらなる安全性の確認が必要である旨の結果が出たため、通行禁止としておりました。

その後、詳細な調査を行った結果、次のとおり措置することになりました。

学生の皆さんには、大変な迷惑をおかけしておりますが、引き続きご協力をお願いします。

○医学エリア 4 B 棟～ 4 C 棟間渡り廊下

⇒安全性が確認できましたので、通行止めは解除します。

○平砂学生宿舎 8 号棟と 9 号棟の渡り廊下及び直下道路

○平砂学生宿舎 10 号棟と 11 号棟の渡り廊下及び直下道路

⇒両渡り廊下とも安全性が確認できないため、3 月上旬までに撤去します。

撤去完了後に、直下道路の通行止めは解除します。

なお、屋根崩落事故対策タスクフォースから、本件に関する【第 5 報】報告がありますので、ご参照ください。

第一エリア1B棟～1C棟間の連絡通路の屋根崩落事故について【第5報】

1. 筑波キャンパス内の連絡通路、渡り廊下等の緊急調査及び通行禁止措置について

(1) 緊急調査の概要（既報）

日程：平成29年12月12日（火）

概要：事故が起きた連絡通路と類似の箇所の有無について緊急調査を実施

対象：筑波キャンパス内の連絡通路、渡り廊下等 全77箇所

内容：階数、構造、屋内外の別、接合部の状況（露出・隠蔽の別）、劣化状況などを目視

緊急調査結果（概要）：

①緊急調査により把握できた状況

調査対象の全77箇所について、施設部職員により目視した結果、以下3箇所については、早急にさらなる安全性の確認が必要。

イ）（西地区）平砂学生宿舎渡り廊下（8号棟～9号棟間）

ロ）（西地区）平砂学生宿舎渡り廊下（10号棟～11号棟間）

ハ）（西地区）4B棟～4C棟間

②緊急対応

安全性が確認できるまでの間、緊急対策として通行禁止（12月18日18時50分頃）とし、施設利用者に周知した。

(2) 通行禁止措置とした箇所の安全性の確認などについて

12月18日より安全性の確認ができるまで通行禁止としている3箇所の連絡通路、渡り廊下（(1)①のイ）～ハ）について、屋根崩落事故タスクフォース（第2回、2月6日開催）にて審議した結果、以下のとおりとなった。

① （西地区）平砂学生宿舎渡り廊下（8号棟～9号棟間、10号棟～11号棟間）

安全性の確保に疑義があり、かつ、すでに用途廃止又は今後用途廃止を予定していることから、速やかに当該渡り廊下（2階及び3階の接続部分）を撤去した後に、通行禁止措置を解除する。また、撤去後の接続部分は、安全対策として撤去前の渡り廊下と同様の落下防止柵（安全手摺り）を設置する。

なお、当該渡り廊下の撤去は、特定行政庁（つくば市）への届出手続きが必要であり、撤去及び通行禁止措置の解除は3月上旬の見込み。具体的な日程は、確認でき次第周知を予定している。

② （西地区）4B棟～4C棟間

施工者（建設時）の報告に基づき本タスクフォースにて安全性が確認できたことから、2月7日（水）に、当該渡り廊下の通行禁止措置を解除する。